

商 サ 第 3 9 7 号
令 和 元 年 9 月 1 1 日

芙蓉総合リース株式会社
代表取締役 辻田泰徳 様

埼玉県知事 大野 元裕

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく意見について（通知）
このことについて、下記のとおり通知します。

記

1 対象の届出

- (1) 届出者 芙蓉総合リース株式会社
代表取締役 辻田泰徳
- (2) 届出日 平成31年3月12日
- (3) 届出内容 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出（新設）
- (4) 名 称 （仮称）ビバモール東松山
- (5) 店舗所在地 東松山神明町二丁目1627-1外

2 意見の有無及び内容

意見なし

3 附帯意見

- (1) 周辺に需要率の高い交差点があるため、設定した来退店経路の周知徹底を図ること。